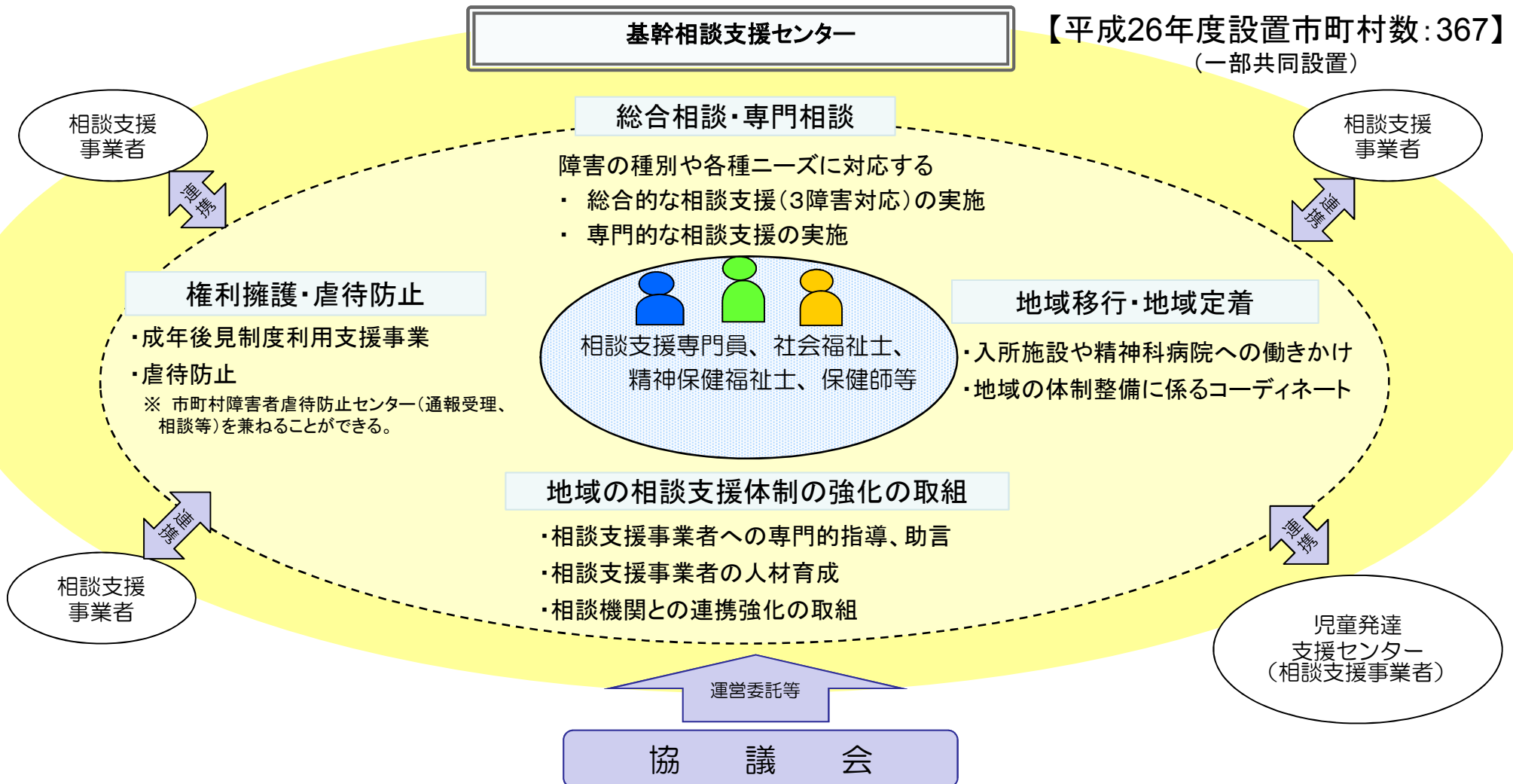


基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

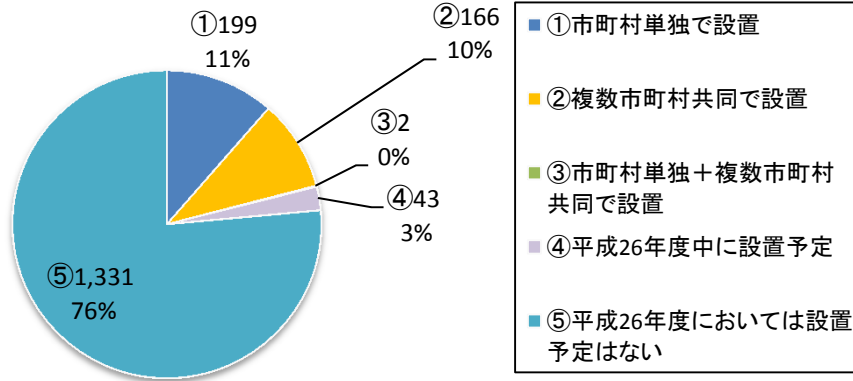
※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



基幹相談支援センターについて(26年4月1日現在)

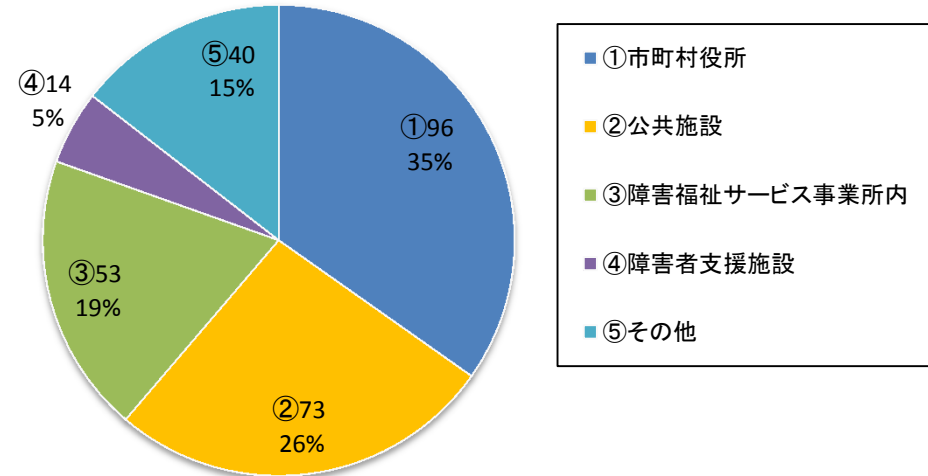
基幹相談支援センターの設置状況

市町村数:1,741



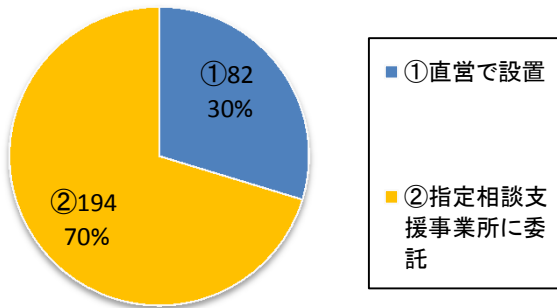
窓口の設置場所

設置箇所数:276



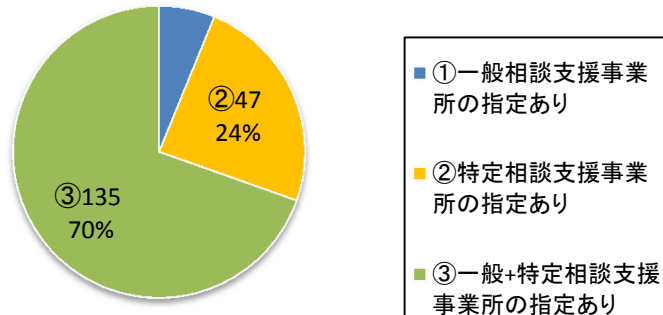
基幹相談支援センターの設置方法

設置箇所数:276



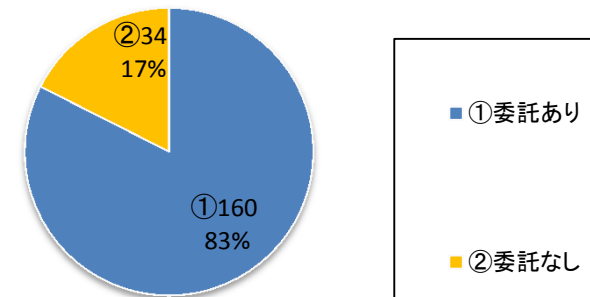
委託により設置する場合の委託先の相談支援に係る指定状況

①12 委託により設置している箇所数:194



委託により設置する場合の障害者相談支援事業の委託状況

委託により設置している箇所数:194



(自立支援)協議会の法定化

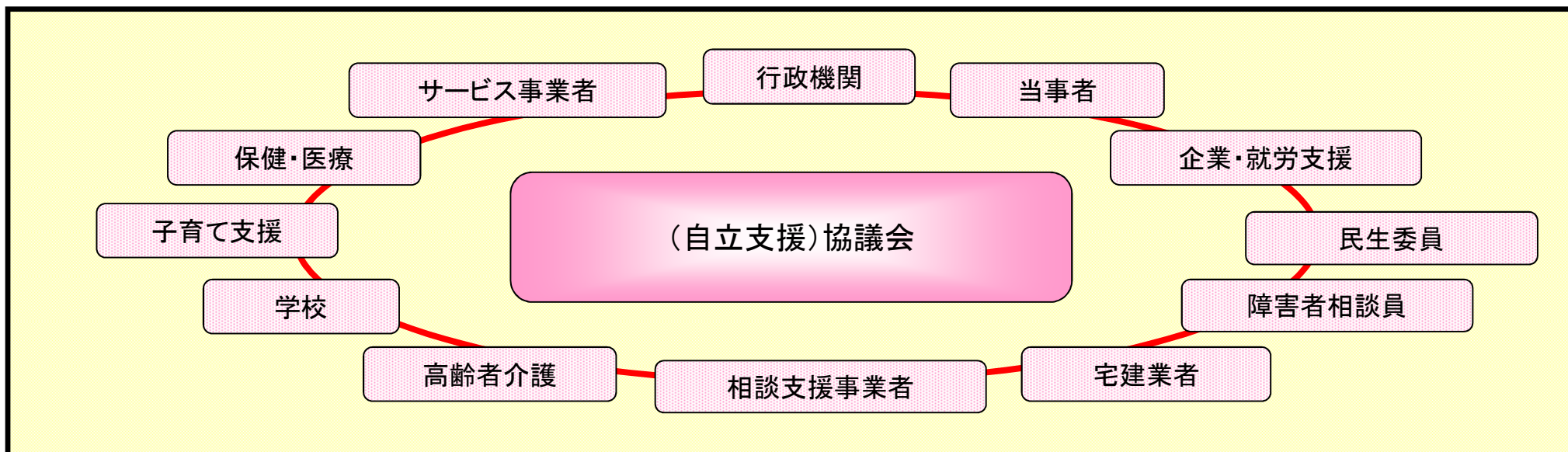
○ (自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていく重要な役割を担っているが、(自立支援)協議会の法律上の位置付けが不明確。

○ 障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化。

※ 改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。

○ 障害者総合支援法の施行(25年4月)により、自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者家族の参画を明確化

【(自立支援)協議会を構成する関係者】



市町村の(自立支援)協議会の役割

- 自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。
- 障害者総合支援法の成立等を踏まえ、
 - ・ 委託障害者相談支援事業や基幹相談支援センターの事業実績に関する検証や評価、
 - ・ 指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るための体制や、
 - ・ 地域移行支援・定着支援を効果的に実施するための相談支援事業者、精神科病院、入所施設、保健所や地域の障害福祉サービス事業所等による地域移行のネットワークの強化や、障害福祉サービスの利用の組み合わせによる施設入所者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発の役割強化が必要。
- また、障害者虐待防止法の成立を踏まえ、
 - ・ 地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの強化が必要。
- このため、自立支援協議会はこれらの役割を担う旨通知により明確化。
併せて、市町村は、地域の実情に応じて当該役割を担うための専門部会の設置を検討。

※ 22年改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。

(自立支援)協議会

地域移行部会

サービス等利用計画等
評価部会

権利擁護部会

こども支援部会

就労支援部会

等

○協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援

予算額：地域生活支援事業の内数

(事業概要)

障害児者の社会参加を進めるためには、地域の課題の解決や社会的資源の開発・活用が必須であり、地域の理解の促進や関係機関のネットワークが強化される必要があることから、市町村協議会において、先進的に地域資源の開発・利用促進等に向けた取組の支援を行い、障害児者への総合的な地域生活支援の実現を目指す。

1 事業内容

地域資源を総合的に活用して、障害児者の社会参加に向けた支援の体制を構築するため、市町村協議会における地域資源の開発・利用促進等に向けた取組に係る事業について助成する。

【事業例】

- ① 社会的資源の開発に向けて、障害児者のニーズ調査や先進例の情報収集、商工会議所・地域住民等への啓発の実施、
- ② 円滑な医療、教育、福祉サービスの提供や様々な地域資源を複合的に提供するため、コーディネーターを配置の上、相談支援専門員と連携のもと、関係者間の総合的な調整やチームアプローチを実施
- ③ 児童発達支援センターや保育所等関係機関が連携し、障害児の特性や家族の情報を早期に発見し、一般施策も含めた支援に繋げるための仕組みの構築
- ④ 医療機関、教育機関の専門職等も含めた多職種による、サービス等利用計画や個別支援計画の評価・助言の実施

2 実施主体 市町村

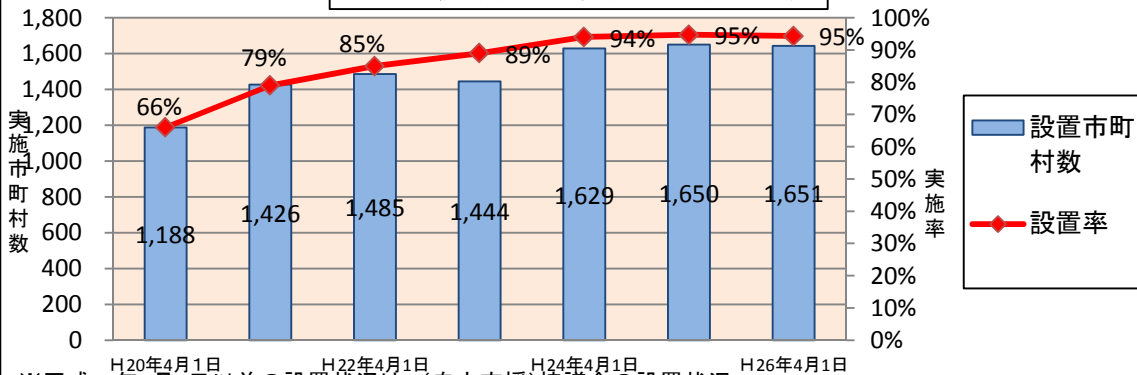
3 補助率 国1/2以内、都道府県1/4以内

(効果)

各市町村において新たな社会的資源が開発され、障害児者の自立した生活や、社会参加が推進されるとともに、障害児者により適切なサービスを効率的に提供することが可能となる。

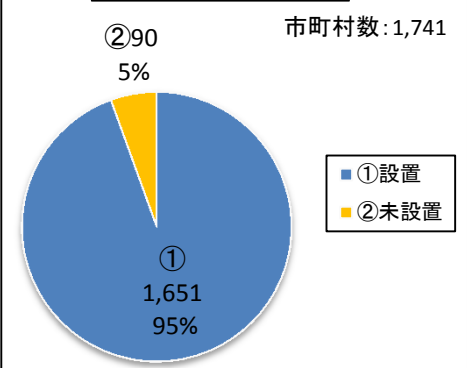
(自立支援)協議会について(26年4月1日現在)

(自立支援)協議会の設置状況(経年比較)

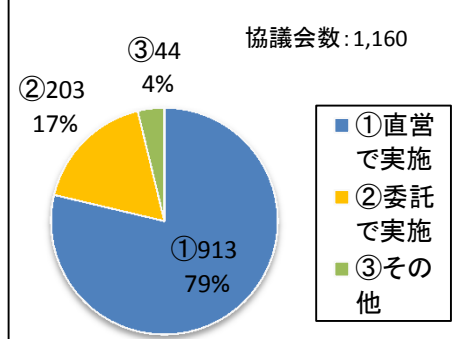


※平成23年4月1日以前の設置状況は、(自立支援)協議会の設置状況。
 ※平成23年4月1日の設置状況は、被災3県を除くデータ。
 ※平成25年4月1日の設置状況は、未提出の自治体を除いた暫定値。

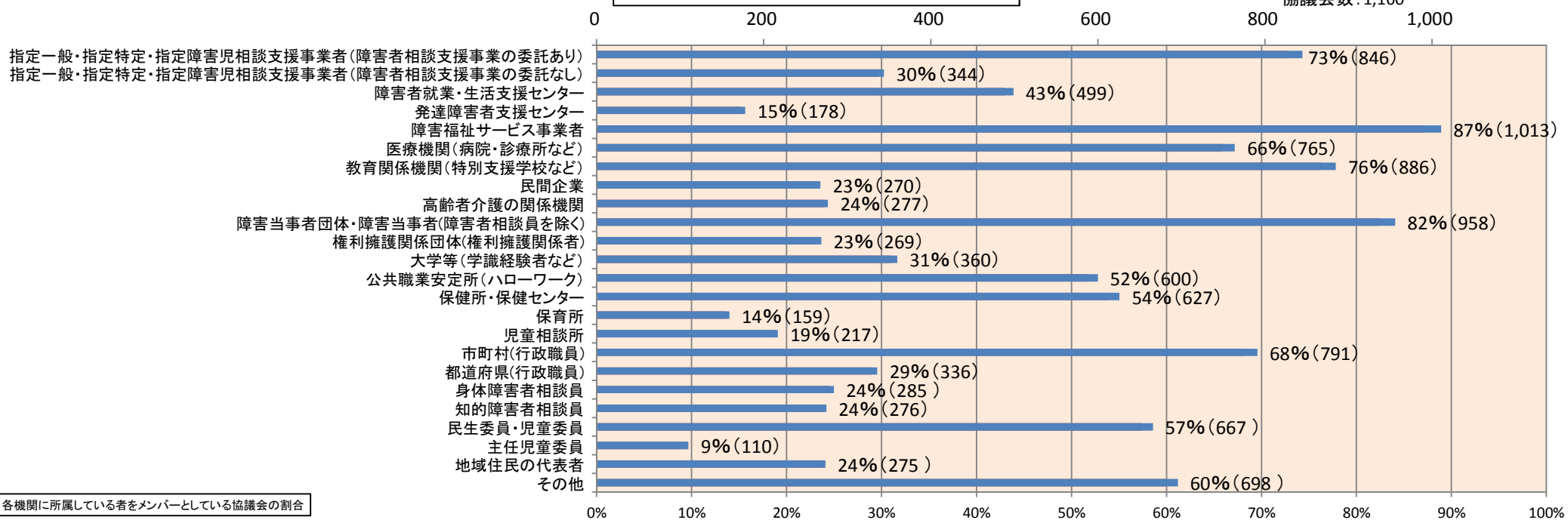
(自立支援)協議会の設置状況



(自立支援)協議会事務局の運営方法



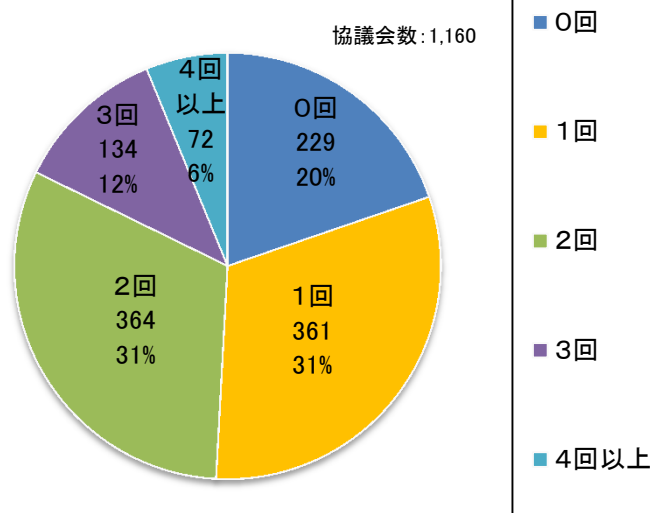
(自立支援)協議会の構成メンバー(所属別)



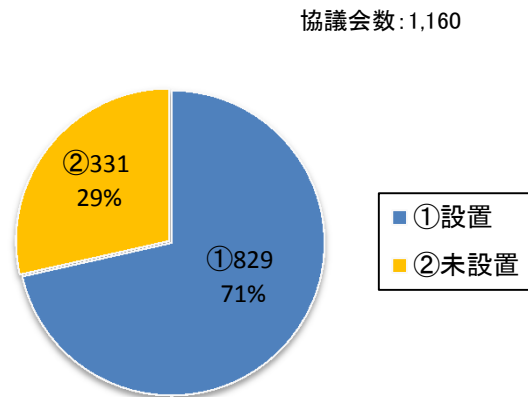
各機関に所属している者をメンバーとしている協議会の割合

(自立支援)協議会について【市町村】

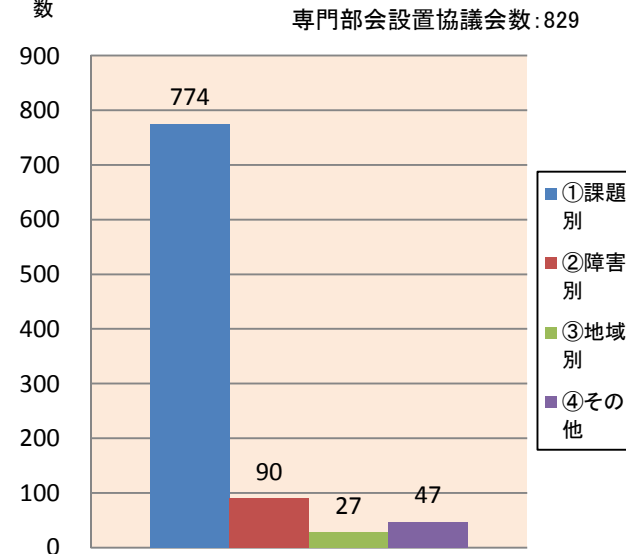
(自立支援)協議会の開催実績
※専門部会を除く



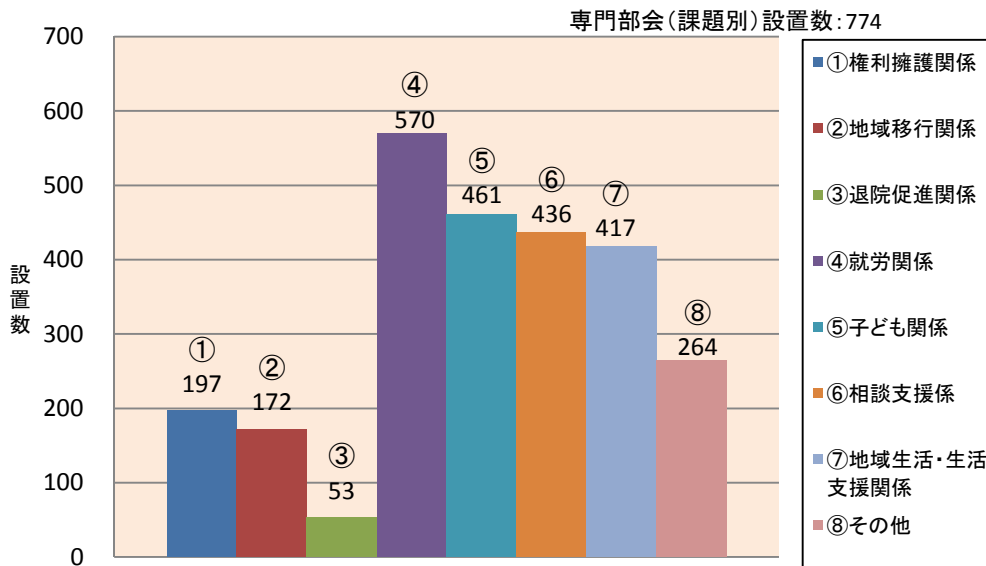
(自立支援)協議会
専門部会の設置状況



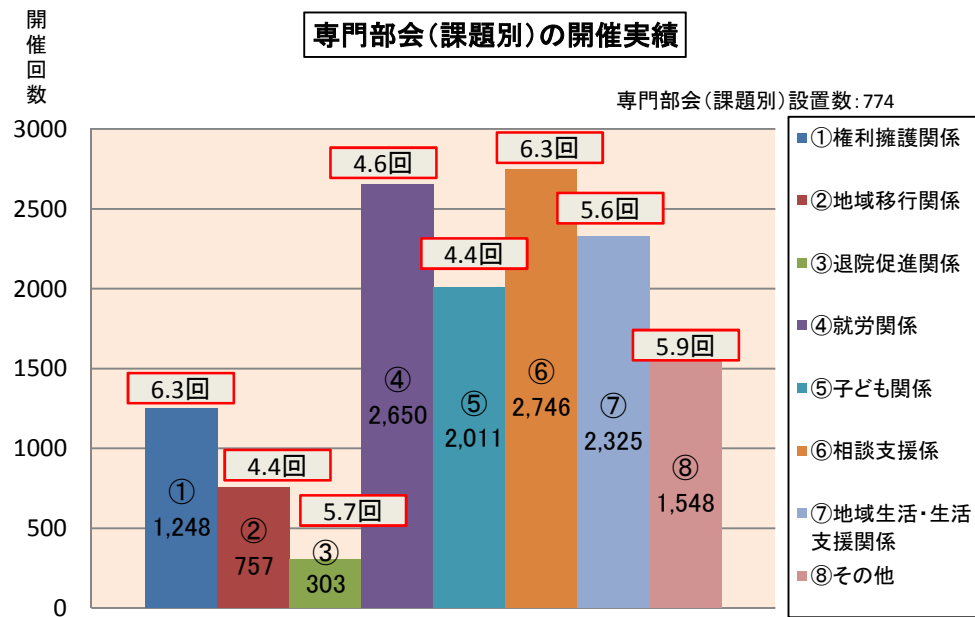
(自立支援)協議会の専門部会の種類



専門部会(課題別)の設置状況

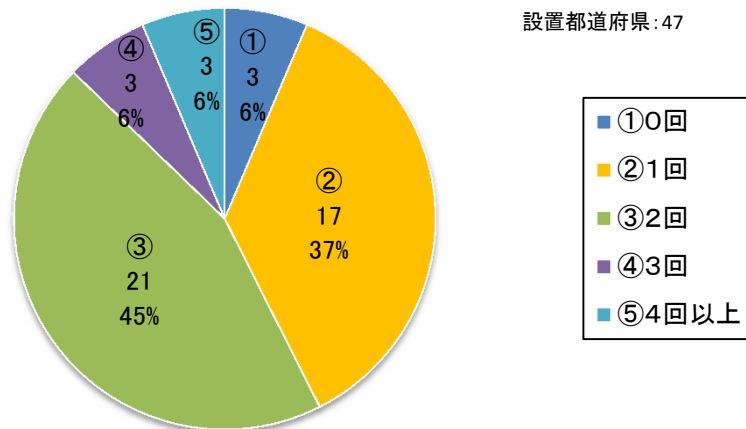


専門部会(課題別)の開催実績

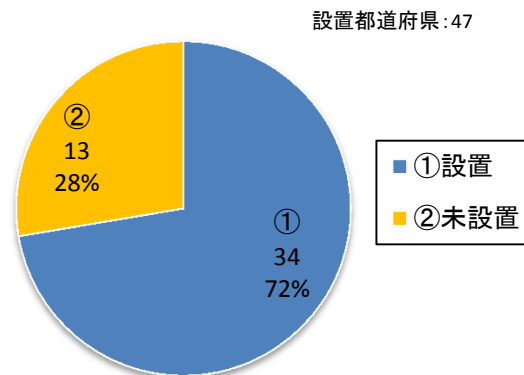


(自立支援)協議会について【都道府県】

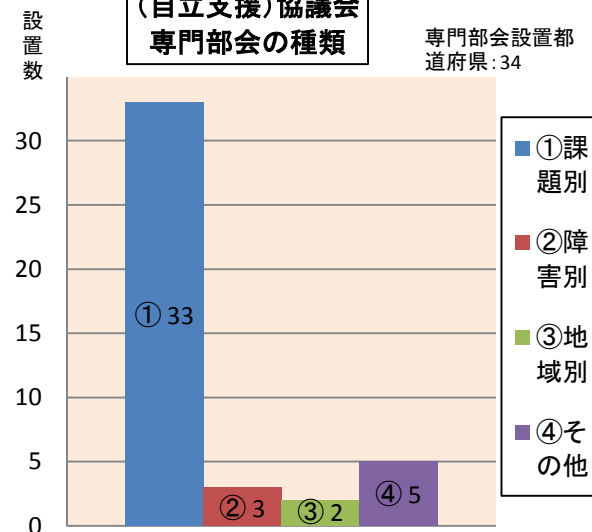
(自立支援)協議会の開催実績
※専門部会を除く



(自立支援)協議会
専門部会の設置状況

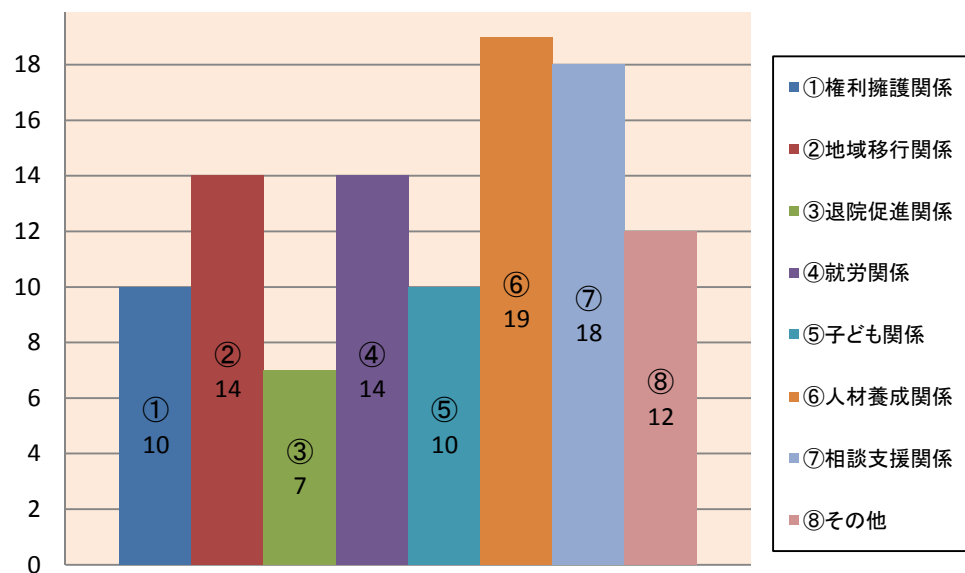


(自立支援)協議会
専門部会の種類



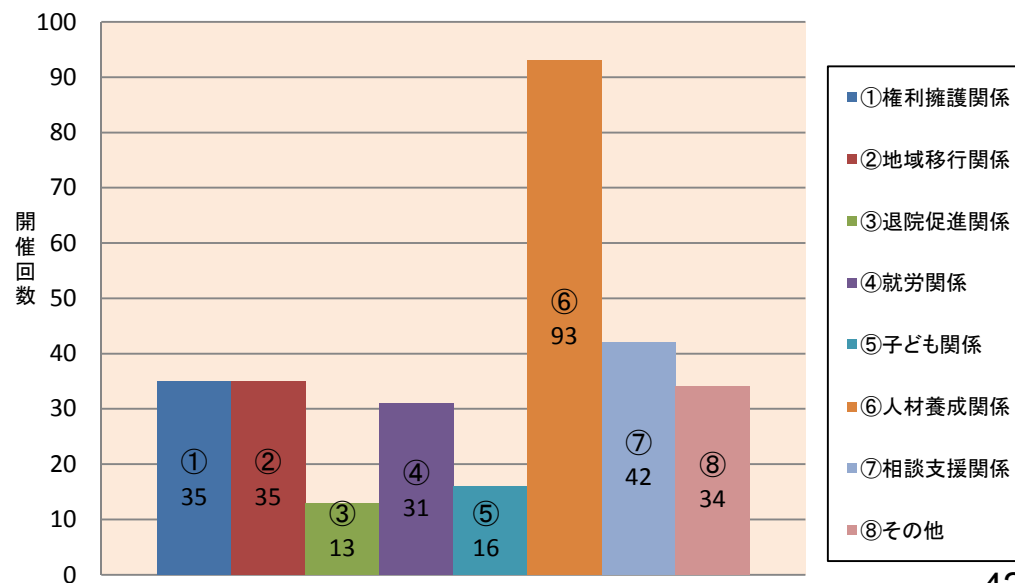
専門部会(課題別)の設置状況

専門部会(課題別)設置数: 33



専門部会(課題別)の開催実績

専門部会(課題別)設置数: 33



3 障害者の虐待防止・権利擁護について

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加によって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ①養護者による障害者虐待
 - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ③使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
 - ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
 - ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
 - ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
 - ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
 - ⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「**障害者虐待**」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
<p>[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保</p> <p>[スキーム]</p> <p>虐待発見 → 通報 → 市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事実確認（立入調査等） ② 措置（一時保護、後見審判請求） 	<p>[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> <p>虐待発見 → 通報 → 市町村 → 報告 → 都道府県</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 監督権限等の適切な行使 ② 措置等の公表 	<p>[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> <p>虐待発見 → 通報 → 市町村 → 通知 → 都道府県 → 報告 → 労働局</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 監督権限等の適切な行使 ② 措置等の公表

- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「**市町村障害者虐待防止センター**」・「**都道府県障害者権利擁護センター**」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、**成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置**等を講ずる。
- 4 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の**施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置**を講ずるものとする。

市町村の役割と責務

市町村障害者虐待防止センター

- ① 養護者
・障害者福祉施設従事者等
・使用者による障害者虐待
- ② 養護者による障害者虐待の防止
養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言
- ③ 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発

通報・届出の受理

- ・休日や夜間の連絡体制
- ・業務の全部又は一部の委託可
※市町村の担当部局との常時の連絡体制を確保する必要
- ・住民や関係機関への周知
※市町村障害者虐待防止センターの電話番号等
※休日・夜間対応窓口

養護者による障害者虐待について

- ・関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備
- ・通報又は届出に対する速やかな安全確認、事実確認、対応の協議
- ・立入調査の実施、警察署長に対する援助要請
- ・養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置
- ・虐待を受けた障害者を保護するための措置と、そのための居室の確保
- ・保護した障害者の養護者の面会の制限
- ・成年後見制度開始の審判請求

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について

- ・通報又は届出を受けた場合の事実確認等
- ・通報又は届出を受けた場合の都道府県への報告
- ・社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使

使用者による障害者虐待について

- ・通報又は届出を受けた場合の都道府県への通知

都道府県の役割と責務

都道府県障害者権利擁護センター

- ① 使用者虐待に関する通報又は届出の受理
- ② 市町村が行う措置に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供、助言その他の援助
- ③ 障害者及び養護者支援に関する相談、相談機関の紹介
- ④ 障害者及び養護者支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等
- ⑤ 障害者虐待の防止及び養護者支援に関する情報の収集分析、提供
- ⑥ 障害者虐待の防止及び養護者支援に関する広報・啓発
- ⑦ その他障害者虐待の防止等のために必要な支援

- ・休日や夜間における連絡体制の確保
- ・業務(②を除く)の全部又は一部を委託することができる。
- ・住民や関係機関に周知
- ・使用者による障害者虐待の通報窓口であることや都道府県の担当部局の周知
- ・休日・夜間対応窓口についてもあわせて周知

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について

- ・社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使
- ・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の措置等の公表

使用者による障害者虐待について

- ・使用者による障害者虐待の都道府県労働局への報告

平成25年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

○平成24年10月1日に障害者虐待防止法施行(養護者、施設等職員、使用者による虐待)
→平成25年度における養護者、施設職員等による虐待の状況について、都道府県経由で調査を実施。

(※使用者による虐待については、今年7月に公表済み (大臣官房地方課労働紛争処理業務室))

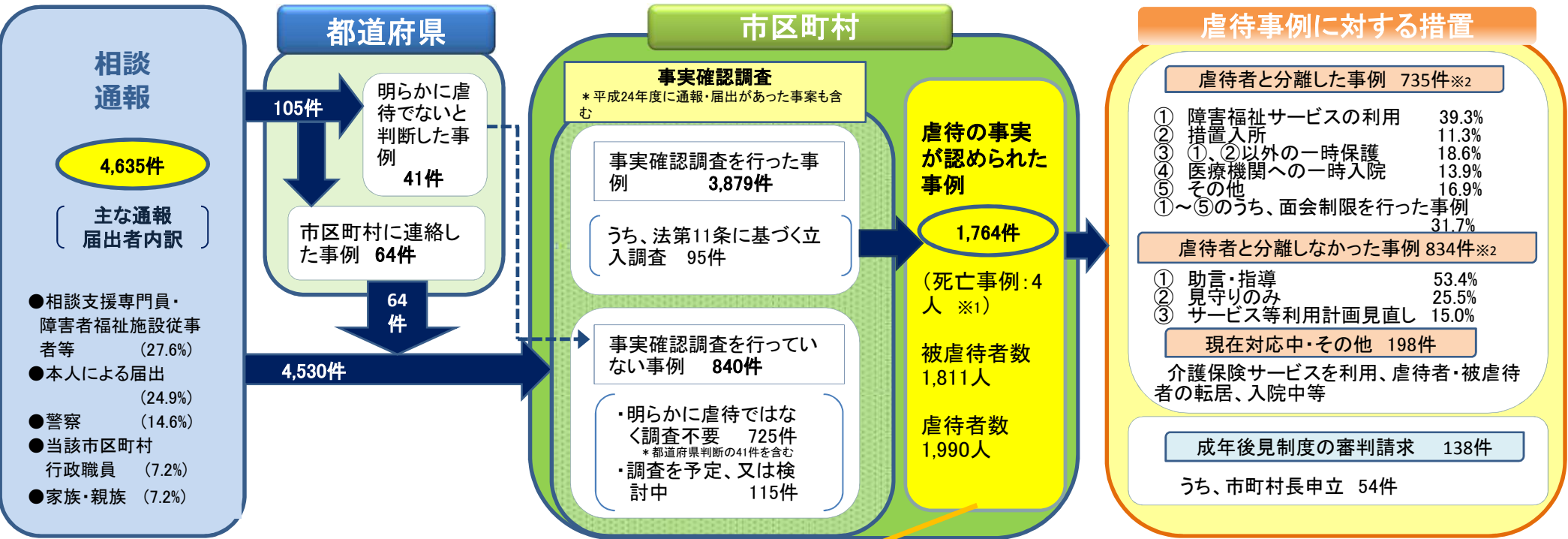
【調査結果(全体像)】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待		
			(参考)都道府県労働局の対応		
市区町村等への 相談・通報件数	4,635件 (3,260件)	1,860件 (939件)	628件 (303件)	虐待判断 件数 (事業所数)	253件 (133件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,764件 (1,311件)	263件 (80件)	/	被虐待者数	393人 (194人)
被虐待者数	1,811人 (1,329人)	455人 (176人)			

・ 上記は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。カッコ内については、前回の調査結果(平成24年10月1日から平成25年3月31日まで)のもの。

・ 都道府県労働局の対応については、平成26年7月18日大臣官房地方課労働紛争処理業務室のデータを引用。

平成25年度 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞



虐待者(1,990人)

- 性別 男性(65.6%)、女性(34.1%)
- 年齢 60歳以上(32.9%)、50～59歳(22.6%)、40～49歳(19.9%)
- 続柄 父(20.6%)、兄弟姉妹(19.7%)、母(18.6%)

虐待の種別・類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
63.3%	5.6%	31.6%	18.9%	25.5%

被虐待者(1,811人)

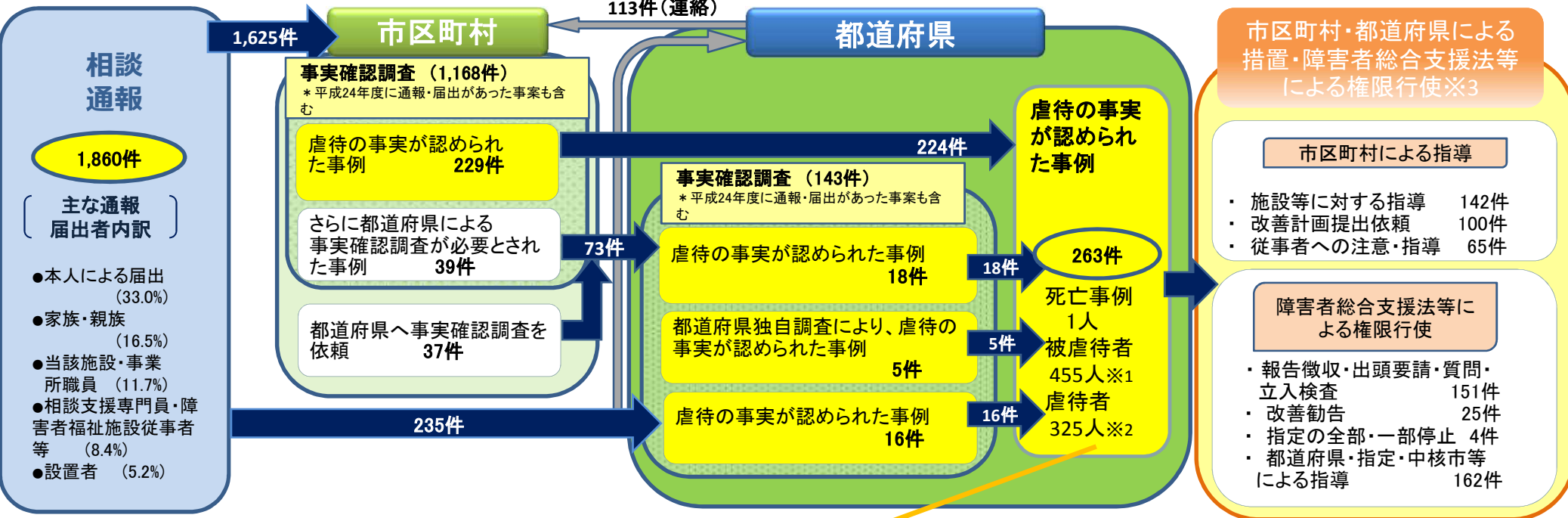
- 性別 男性(37.1%)、女性(62.9%)
- 年齢 50～59歳(20.9%)、40～49歳(19.5%)、20～29歳(19.4%)
- 障害種別

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
25.8%	50.6%	36.0%	1.7%	2.0%

- 障害程度区分認定済み (51.7%)
- 行動障害がある者 (25.1%)
- 虐待者と同居 (79.8%)
- 世帯構成 両親と兄弟姉妹(13.5%)、単身(10.8%)、配偶者(10.0%)

※1 うち2件は、心中事件により発覚した事例のため、1,764件には含まれていない。
 ※2 虐待者との分離については、被虐待者が複数で異なる対応(分離と非分離)を行った事例が含まれるため、虐待事例に対する措置の合計件数は、虐待が認められた事例1,764件と一致しない。

平成25年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>



虐待者 (325人)

- 性別 男性(66.8%)、女性(33.2%)
- 年齢 40～49歳(20.9%)、50～59歳(19.1%)、60歳以上(17.5%)
- 職種 生活支援員(43.7%)、その他従事者(16.3%)、管理者(9.5%)、設置者・経営者(6.2%)、サービス管理責任者(5.8%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の10件を除く253件が対象。
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった9件を除く254件が対象。
 ※3 平成25年度末までに行われた措置及び権限行使。

虐待の種別・類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
56.3%	11.4%	45.6%	4.6%	6.8%

障害者虐待が認められた事業所種別

障害者支援施設	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	共同生活介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	共同生活援助	移動支援	地域活動支援センター	児童発達支援	放課後等デイサービス	合計
71	2	2	1	2	36	5	35	1	4	16	51	10	3	6	3	15	263
27.0%	0.8%	0.8%	0.4%	0.8%	13.7%	1.9%	13.3%	0.4%	1.5%	6.1%	19.4%	3.8%	1.1%	2.3%	1.1%	5.7%	100.0%

被虐待者 (455人)

- 性別 男性(62.2%)、女性(37.8%)
- 年齢 20～29歳(25.3%)、40～49歳(21.5%)、30～39歳(20.9%)
- 障害種別

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
29.2%	79.8%	14.1%	6.4%	1.8%

- 障害程度区分認定済み (74.1%)
- 行動障害がある者 (21.3%)

平成27年度障害者虐待防止対策関係予算案

○ 地域生活支援事業（障害者虐待防止対策支援） 予算額：464億円の内数

1. 事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

2. 事業内容

以下のような取組について、地域の実情に応じて都道府県・市町村の判断により実施する。

① 虐待時の対応のための体制整備

例：24時間・365日の相談窓口の体制整備、虐待が発生した場合の一時保護のための居室の確保等、虐待を受けた障害者等に対するカウンセリング、過去に虐待のあった障害者の家庭等に対する訪問の実施

② 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施

例：障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修の実施

③ 専門性の強化

例：医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保するとともに、有識者から構成されるチームを設置し、虐待事例の分析

④ 連携協力体制の整備

例：地域における関係機関等の協力体制の整備・充実

⑤ 普及啓発

例：障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動の実施

3. 実施主体 都道府県及び市町村

4. 負担率 市町村実施事業：負担割合 国1/2、都道府県1/4 都道府県実施事業：負担割合 国1/2

○ 障害者虐待防止・権利擁護事業費 予算額：3,816千円

1. 事業内容

障害者の虐待防止や権利擁護に関して、各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修の実施

2. 実施主体 国（民間団体へ委託予定）